

財政金融統計月報第336号（昭和55年度予算特集）の訂正について

記載内容に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

記

第336号

P. 40～43

第2部 明細統計

A 一般会計予算

8. 昭和55年度一般会計歳入予算

【誤】

(単位 百万円)

部・款・項・目	55年度 予算額	54	増減(△)	摘 要
総 額	42,588,843	39,667,587	2,921,256	
1. 租 税 及 印 紙 収 入(a)	26,411,000	23,396,000	3,015,000	(a) 現行法による55年度の租税及印紙収入は、260,850億円であつて、54年度補正後予算額に対し26,890億円(54年度当初予算額に対し45,980億円)の増加が見込まれる。この金額に、55年度に予定されている給与所得控除の見直し、退職給与引当金の累積限度額の引下げ及び租税特別措置の整理合理化等内国税関係の改正による増収3,510億円を加え、開税率の改定等による減収250億円を差引くと、54年度補正後予算額に対する増収額は30,150億円(54年度当初予算額に対し49,240億円)となる。従つて、これらの税制改正等を織り込んだ55年度の租税及印紙収入は、264,110億円である。
(1) 租 税	25,468,000	22,531,000	2,937,000	
1. 所 得 税	10,326,000	8,994,000	1,332,000	
源泉所得税	7,837,000	6,768,000	1,069,000	
申告所得税	2,489,000	2,226,000	263,000	
2. 法 人 税	8,504,000	7,359,000	1,145,000	
3. 相 続 税	446,000	425,000	21,000	
4. 酒 税	1,452,000	1,403,000	49,000	
5. 砂 糖 消 費 税	49,000	48,000	1,000	
6. 揮 発 油 税	1,548,000	1,472,000	76,000	
7. 石 油 ガ ス 税	15,000	15,000	—	
8. 航 空 機 燃 料 税	53,000	48,000	5,000	
9. 石 油 品 税	410,000	286,000	124,000	
10. 物 品 税	1,191,000	1,093,000	98,000	
11. ト ラ ン プ 税	1,000	1,000	—	
12. 取 引 所 税	10,000	10,000	—	
13. 有 価 証 券 取 引 税	196,000	196,000	—	
14. 通 行 税	67,000	54,000	13,000	
15. 入 場 税	5,000	5,000	—	
16. 自 動 車 重 量 税	400,000	381,000	19,000	
17. 関 税	786,000	732,000	54,000	
18. と ん 税	9,000	9,000	—	
(2) 印 紙 収 入	943,000	865,000	78,000	
収 入 印 紙	816,000	749,000	67,000	
現 金 収 入	127,000	116,000	11,000	
2. 専 売 納 付 金	758,876	600,172	158,704	
(1) 日 本 専 売 公 社 納 付 金(b)	754,830	596,269	158,561	(b) 日本専売公社納付金については、55年度における製造たばこの見込国内販売定価代金24,735億円を基に、「日本専売公社法等の一部を改正する法律」(仮称)による改正後の「日本専売公社法」(昭23法255)の規定に基づく納付金率により算定し、7,548億円を見込んでいる。(129頁参照)
(2) アルコール専売事業特別会計(c) 納付金	4,046	3,904	142	(c) アルコール専売事業特別会計における見込利益額から資産純増加見込額を控除して算出した額をみこんでいる。(94頁参照)
3. 官 業 益 金 及 官 業 収 入	10,047	7,559	2,488	
(1) 官 業 益	—	—	—	
印刷局特別会計受入金(d)	4,943	4,610	333	(d) 55年度における損益計算上の益金予定額が資産純増加予定額を控除して納付額等を見込んだものである。
(2) 官 業 収 入	5,104	2,948	2,156	
病 院 収 入	5,104	2,948	2,156	
4. 政 府 資 産 整 理 収 入	46,879	41,646	5,233	
(1) 国 有 財 産 処 分 収 入	—	—	—	
国 有 財 産 売 払 収 入(a)	43,461	38,147	5,314	(a) 最近における売払実績等を勘案して算出したものである。
(2) 回 収 金 等 収 入	3,418	3,499	△81	
1. 特 別 会 計 整 理 収 入	7	50	△43	
2. 引 継 債 権 整 理 収 入	6	12	△6	
3. 貸 付 金 等 回 収 金 収 入(b)	3,240	3,257	△17	(b) 国からの貸付金又は補助金等の償還金であつて、それぞれの償還条件等によって収入見込額を算出したものである。
4. 事 故 補 償 費 返 還 金	107	130	△23	
5. 国 際 連 合 公 債 償 還 収 入	58	49	9	
5. 雑 収 入	1,070,130	1,032,000	38,130	
(1) 国 有 財 産 利 用 収 入	27,357	24,905	2,452	
1. 国 有 財 産 貸 付 収 入(c)	23,153	21,141	2,012	(c) 大蔵省が管理する普通財産及び各省が管理する国有財産の貸付けによる収入であつて、貸付見込面積等を基礎として算出したものである。
2. 国 有 財 産 使 用 収 入(d)	2,488	2,096	392	(d) 国立美術館等の入場料及び各省庁に属する版權・特許権使用料等の収入見込額である。

(単位 百万円)

部・款・項・目	55年度 予算額	54	増減(△)	摘 要
3. 配 当 金 取 入(e)	3	3	-	(e) 日本銀行への政府出資に対する配当金である。
4. 利 子 取 入(f)	1,713	1,665	48	(f) 政府からの貸付金に対する利子、国有財産売却代金の 延納契約によつて生ずる利子等の収入見込額である。
(2) 納 付 金	760,135	710,330	49,805	
1. 日 本 銀 行 納 付 金(g)	616,626	585,604	31,022	(g)「日本銀行法」(昭17法67)の規定に基づく納付金で、55 年度における日本銀行の資産の運用状況等を勘案して見 込んだものである。
2. 日 本 中 央 競 馬 会 納 付 金(h)	138,196	122,277	15,919	(h) 「日本中央競馬会法」(昭29法205)の規定に基づく納 付金で、中央競馬の勝馬投票券収入等を勘案して見込 込んだものである。
3. 雑 納 付 金	5,313	2,449	2,864	
(3) 諸 取 入	282,639	296,765	△14,126	
1. 国 会 議 員 互 助 年 金 法 納 金(a)	715	667	48	(a) 恩給支払財源として各特別会計等から受け入れる負担 金の収入見込額である。
2. 文 官 恩 給 費 特 別 会 計 等 負 担 金	23,748	23,418	330	
3. 特 別 会 計 受 入 金(b)	5,692	27,643	△21,951	(b) 自作農創設特別措置特別会計、特定土地改良工事特別 会計及び農業共済再保険特別会計、自動車検査登録特別 会計(「道路運送車両法等の一部を改正する法律」(仮 称)による改正後に基づく)受入金からの受入見込額で あつて、各特別会計法等の規定により受け入れるもの である。
自作農創設特別措置特別 会計受入金	4,621	5,133	△512	
特定土地改良工事特別会 計受入金	185	158	27	
農業共済再保険特別会計 受入金	752	22,341	△21,589	
自動車検査登録特別会計 受入金	133	11	122	
4. 公 共 事 業 費 負 担 金(c)	33,453	25,920	7,532	(c) 一般会計で実施している直轄事業の負担金を、地方公 共団体等から受け入れることによる収入である。
土地改良事業費負担金	13,863	12,100	1,763	
国営造成施設管理費負担金	255	264	△9	
海岸整備事業費負担金	3,529	3,471	58	
北海道漁港修築事業費負 担金	1,772	1,819	△47	
農業用施設災害復旧事業 費負担金	108	115	△7	
河川等災害復旧事業費負 担金	12,872	7,339	5,533	
港湾災害復旧事業費負担金	46	28	18	
治山災害復旧事業費負担金	69	30	39	
国営公園整備事業費等負 担金	940	753	187	
5. 授 業 料 及 入 学 検 定 料	373	345	28	
6. 許 可 及 手 数 料	4,442	4,170	272	
7. 受 託 調 査 試 験 及 役 務 取 入	11,931	1,112	81	
8. 懲 罰 及 没 収 金	112,140	127,547	△15,407	
罰 金 及 科 料	49,870	58,519	△8,649	
過 料	936	747	189	
没 収 金	767	720	47	
国 税 反 則 社 納 金	1,127	1,298	△171	
専 売 反 則 者 納 金	14	12	2	
交 通 反 則 者 納 金	59,426	66,251	△6,825	
9. 弁 償 及 返 納 金	24,086	18,125	5,961	
10. 矯 正 官 署 作 業 取 入	15,111	14,195	916	
11. 物 品 売 払 取 入	5,563	5,587	△24	
12. 補 助 貨 幣 回 収 準 備 敷 金 受 入(a)	48,615	41,125	7,490	(a) 「造幣局特別会計法」(昭25法63)の規定に基づき、同 特別会計に置かれている補助貨幣回収準備資金から受け 入れることによる収入である。
13. 特 別 調 達 資 金 受 入	1	1	△0	
14. 雑 受 入	7,506	6,911	595	
6. 公 債 金(b)	14,270,000	14,050,000	220,000	(b) 公債金は、55年度において、「財政法」(昭22法34)第 4条第1項ただし書の規定により発行する公債の収入で ある。特例公債金は、「昭和55年度の公債の発行の特例 に関する法律」(仮称)の規定により発行する公債の取 入である。なお、「財政法」第4条第3項の規定に基づ く公共事業費の範囲は、一般会計予算総則第7条に掲げ るとおりであるが、その金額並びに出資金及び貸付金は 次のとおりであつて、これらの合計額は6,816,790百万円 である。
(1) 公 債 金	6,785,000	7,133,000	△348,000	
(2) 特 例 公 債 金	7,485,000	6,917,000	568,000	
1. 公共事業費			6,132,977	6,132,977百万円
① 公共事業関係費			4,670,115	4,670,115
② その他施設費			1,462,863	1,462,863
2. 出資費			101,448	101,448
3. 貸付金			6,816,790	6,816,790
7. 前 年 度 剰 余 金 受 入(c)	21,911	540,211	△518,300	(c) 53年度の新規剰余金のうち、54年度の補正予算に計上 した額を控除して得た額を受け入れるものである。
				53年度歳入歳出現計
				歳入
				歳出
				歳入歳出差引超過額
				繰越財源充当額
				差引剰余金
				内54年度予算計上済額
				55年度予算計上額

【正】

(単位 百万円)

部・款・項・目	55年度 予算額	54	増減(△)	摘 要
総 額	42,588,843	39,667,587	2,921,256	
1. 租 税 及 印 紙 収 入 (a)	26,411,000	23,396,000	3,015,000	(a) 現行法による55年度の租税及印紙収入は、260,850億円であつて、54年度補正後予算額に対し26,890億円(54年度当初予算額に対し45,980億円)の増加が見込まれる。この金額に、55年度に予定されている給与所得控除の見直し、退職給与引当金の累積限度額の引下げ及び租税特別措置の整理合理化等内国税関係の改正による増収3,510億円を加え、関税率の改定等による減収250億円を差引くと、54年度補正後予算額に対する増収額は30,150億円(54年度当初予算額に対し49,240億円)となる。
(1) 租 税	25,468,000	22,531,000	2,937,000	
1. 所 得 税	10,326,000	8,994,000	1,332,000	
源泉所得税	7,837,000	6,768,000	1,069,000	
申告所得税	2,489,000	2,226,000	263,000	
2. 法 人 税	8,504,000	7,359,000	1,145,000	
3. 相 続 税	446,000	425,000	21,000	
4. 酒 税	1,452,000	1,403,000	49,000	
5. 砂 糖 消 費 税	49,000	48,000	1,000	
6. 揮 発 油 税	1,548,000	1,472,000	76,000	
7. 石 油 ガ ス 税	15,000	15,000	—	
8. 航 空 機 燃 料 税	53,000	48,000	5,000	
9. 石 油 税	410,000	286,000	124,000	
10. 物 品 税	1,191,000	1,093,000	98,000	
11. ト ラ ン プ 類 税	1,000	1,000	—	
12. 取 引 所 得 税	10,000	10,000	—	
13. 有 価 証 券 取 引 税	196,000	196,000	—	
14. 通 行 税	67,000	54,000	13,000	
15. 入 場 税	5,000	5,000	—	
16. 自 動 車 重 量 税	400,000	381,000	19,000	
17. 関 と	786,000	732,000	54,000	
18. 紙 入 印 紙 収 入	9,000	9,000	—	
(2) 印 紙 収 入	943,000	865,000	78,000	
紙 入 印 紙 収 入	816,000	749,000	67,000	
現 金 収 入	127,000	116,000	11,000	
2. 専 売 金 納 付 金	758,876	600,172	158,704	
(1) 日 本 専 売 公 社 納 付 金 (b)	754,830	596,269	158,561	(b) 日本専売公社納付金については、55年度における製造たばこの見込国内販売定価代金24,735億円を基に、「日本専売公社法等の一部を改正する法律」(仮称)による改正後の「日本専売公社法」(昭23法255)の規定に基づく納付金率により算定し、7,548億円を見込んでいる。(129頁参照)
(2) アルコール専売事業特別会計(c)納付金	4,046	3,904	142	(c) アルコール専売事業特別会計における見込利益額から資産純増加見込額を控除して算出した額を見込んでいる。(94頁参照)
3. 官 業 益 金 及 官 業 収 入	10,047	7,559	2,488	
(1) 官 業 益 金				
印刷局特別会計受入金(d)	4,943	4,610	333	(d) 55年度における損益計算上の益金予定額から資産純増加予定額を控除して納付額等を見込んだものである。
(2) 官 業 収 入				
病 院 収 入	5,104	2,948	2,156	
4. 政 府 資 産 整 理 収 入	46,879	41,646	5,233	
(1) 国 有 財 産 処 分 収 入				
国 有 財 産 売 払 収 入 (a)	43,461	38,147	5,314	(a) 最近における売払実績等を勘案して算出したものである。
(2) 回 収 金 等 収 入	3,418	3,499	△81	
1. 特 別 会 計 整 理 収 入	7	50	△43	
2. 引 継 債 権 整 理 収 入	6	12	△6	
3. 貸 付 金 等 回 収 金 収 入 (b)	3,240	3,257	△17	(b) 国からの貸付金又は補助金等の償還金であつて、それぞれの償還条件等によって収入見込額を算出したものである。
4. 事 故 補 償 費 返 還 金	107	130	△23	
5. 国 際 連 合 公 債 償 還 収 入	58	49	9	
5. 雑 収 入	1,070,130	1,032,000	38,130	
(1) 国 有 財 産 利 用 収 入	27,357	24,905	2,452	
1. 国 有 財 産 貸 付 収 入 (c)	23,153	21,141	2,012	(c) 大蔵省が管理する普通財産及び各省が管理する国有財産の貸付けによる収入であつて、貸付見込面積等を基礎として算出したものである。
2. 国 有 財 産 使 用 収 入 (d)	2,488	2,096	392	(d) 国立美術館等の入場料及び各省庁に属する版權・特許権使用料等の収入見込額である。
3. 配 当 金 収 入 (e)	3	3	—	(e) 日本銀行への政府出資に対する配当金である。
4. 利 子 収 入 (f)	1,713	1,665	48	(f) 政府からの貸付金に対する利子、国有財産売払代金の延納契約によって生ずる利子等の収入見込額である。
(2) 納 付 金	760,135	710,330	49,805	
1. 日 本 銀 行 納 付 金 (g)	616,626	585,604	31,022	(g)「日本銀行法」(昭17法67)の規定に基づく納付金で、54年度における日本銀行の資産の運用状況等を勘案して見込んだものである。
2. 日 本 中 央 競 馬 会 納 付 金 (h)	138,196	122,277	15,919	(h)「日本中央競馬会法」(昭29法205)の規定に基づく納付金で、中央競馬の勝馬投票券収入等を勘案して見込んだものである。
3. 雑 納 付 金	5,313	2,449	2,864	
(3) 諸 収 入	282,639	296,765	△14,126	
1. 国 会 議 員 互 助 年 金 法 納 金 (a)	715	667	48	(a) 恩給支払財源として各特別会計等から受け入れる負担金の収入見込額である。
2. 文 官 恩 給 費 特 別 会 計 等 負 担 金	23,748	23,418	330	
3. 特 別 会 計 受 入 金 (b)	5,692	27,643	△21,951	(b) 自作農創設特別措置特別会計、特定土地改良工事特別会計及び農業共済再保険特別会計、自動車検査登録特別会計(「道路運送車両法等の一部を改正する法律」(仮称)による改正後に基づく)受入金からの収入見込額であつて、各特別会計法等の規定により受け入れるものである。
自作農創設特別措置特別会計受入金	4,621	5,133	△512	
特定土地改良工事特別会計受入金	185	158	27	
農業共済再保険特別会計受入金	752	22,341	△21,589	
自動車検査登録特別会計受入金	133	11	122	

(単位 百万円)

部・款・項・目	55年度 予算額	54	増減(△)	摘 要
4. 公共事業費負担金(c)	33,453	25,920	7,533	(c) 一般会計で実施している直轄事業の負担金を、地方公共団体等から受け入れることによる収入である。
土地改良事業費負担金	13,863	12,100	1,763	
国営造成施設管理費負担金	255	264	△9	
海岸整備事業費負担金	3,529	3,471	58	
北海道漁港修築事業費負担金	1,772	1,819	△47	
農業用施設災害復旧事業費負担金	108	115	△7	
河川等災害復旧事業費負担金	12,872	7,339	5,533	
港湾災害復旧事業費負担金	46	28	18	
治山災害復旧事業費負担金	69	30	39	
国営公園整備事業費等負担金	940	753	187	
5. 授業料及入学検定料	373	345	28	
6. 許可及手数料	4,442	4,170	272	
7. 受託調査試験及役務収入	1,193	1,112	81	
8. 懲罰及没収金	112,140	127,547	△15,407	
罰金及科料	49,870	58,519	△8,649	
過料	936	747	189	
没収金	767	720	47	
国税犯則者納金	1,127	1,298	△171	
専売犯則者納金	14	12	2	
交通反則者納金	59,426	66,251	△6,825	
9. 弁償及返納金	24,086	18,125	5,961	
10. 矯正官署作業収入	15,111	14,195	916	
11. 物品売払収入	5,563	5,587	△24	
12. 補助貨幣回収準備資金受入(a)	48,615	41,125	7,490	(a) 「造幣局特別会計法」(昭25法63)の規定に基づき、同特別会計に置かれている補助貨幣回収準備資金から受け入れることによる収入である。
13. 特別調達資金受入	1	1	△0	
14. 雑収入	7,506	6,911	595	
6. 公債金(b)	14,270,000	14,050,000	220,000	(b) 公債金は、55年度において、「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債の収入である。なお、「財政法」第4条第3項の規定に基づく公共事業費の範囲は、「昭和55年度の公債の発行の特例に関する法律」(仮称)の規定により発行する公債の収入である。なお、「財政法」第4条第3項の規定に基づく公共事業費の範囲は、一般会計予算総則第7条に掲げるとおりであるが、その金額並びに出資金及び貸付金は次のとおりであつて、これらの合計額は6,816,790百万円である。
(1) 公債金	6,785,000	7,133,000	△348,000	
(2) 特例公債金	7,485,000	6,917,000	568,000	
				1. 公共事業費 6,132,977百万円 ① 公共事業関係費 4,670,115 ② その他施設費 1,462,863 2. 出資費 582,364 3. 貸付金 101,448 計 6,816,790
7. 前年度剰余金受入(c)	21,911	540,211	△518,300	(c) 53年度の新規剰余金のうち、54年度の補正予算に計上した額を控除して得た額を受け入れるものである。
				53年度歳入歳出現計 歳入 34,907,265 歳出 34,096,030 歳入歳出差引超過額 811,235 繰越財源充当額 249,114 差引剰余金 562,121 内54年度予算計上済額 540,211 55年度予算計上額 21,911